

## ○福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に関するQ&A

質問 No	質問内容	回答
1	(構造上の基準について) 条例で定める許可基準のうち、構造上の基準の具体的内容について。	本条例において構造上の基準は宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の規定を準用します。 なお、盛土や埋立て等の規模や行う場所により必要な措置等は異なりますので、盛土や埋立て等の具体的な計画が定まりましたら産業廃棄物課までご相談をお願いします。
2	(許可を要しない埋立て等について) 3,000㎡以上の盛土や埋立て等はすべて許可が必要か。	<b>原則、許可が必要</b> となります。 ただし、他法令において盛土や埋立て等の許可を受けている場合など、条例の許可が不要となる場合があります。 許可を要しない盛土や埋立て等については、条例第7条で定めていますのでご確認ください。
3	(許可を要しない埋立て等について) 同一の区域内の埋立て等は条例の許可を要しないとあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。	公道等により土砂等を運搬せず、その場で採取した土砂等により行う盛土や埋立てを想定しています。
4	(許可を要しない埋立て等について) 私有地のストックヤードも3,000㎡以上であれば許可が必要か。	<b>原則、許可が必要</b> となります。 ただし、ストックヤード運営事業者登録を受けたものは除きます。
5	(土砂について) 再生砕石をストックヤードに保管しているが許可が必要か。	再生砕石は本条例の規制の対象でないため、許可は必要ありません。 なお、再生砕石は廃棄物を原料にリサイクルされるものであるため、再生砕石として十分な品質を確保できないものや、不適切な使用等については、廃棄物処理法に基づく規制がかかる場合があります。
5-1	(土砂について) 石炭灰をストックヤードに保管しているが許可が必要か。	石炭灰は本条例で規制の対象とする土砂等に該当しないため、許可は必要ありません。

6	<p>(経過措置について)  条例施行日(令和6年6月1日)時点で、既に継続して行っている盛土や埋立て等は条例の規制の対象になるか。</p>	<p>条例施行日より前(令和6年5月31日以前)から、盛土等を行っており、令和6年6月1日以降も継続して盛土等を行う場合は、許可を受ける必要があります。  ただし、条例は施行日から3か月間の経過措置期間を設けているため、令和6年8月31日までに盛土等が完了する場合は、許可を受ける必要はありません。  令和6年9月1日以降も継続して盛土等を行う予定がある場合は令和6年8月31日までに許可申請してください。</p>
7	<p>(経過措置について)  条例施行日より前(令和6年5月31日まで)に終了した盛土や埋立ては条例の規制の対象となるか。</p>	<p>条例施行日より前(令和6年5月31日まで)に終了した盛土や埋立てについて、条例の規制対象にはなりません。</p>